

1 宮城県地域医療計画の中間見直しについて

(1) 根拠

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定に基づき、3年に一度実施する都道府県の医療計画の変更（中間見直し）

(2) 見直しの方向性

厚生労働省：医療計画の見直し等に関する検討会から示された方向性を踏まえ、必要な修正を行う。

2 宮城県地域医療計画「第5節 精神疾患」及び「第6節 救急医療」、「第7節 災害医療」（該当箇所のみ）中間見直しの方針

今回、国から示された見直しの方向性は医療提供体制を評価するための指標の考え方が主な内容となっており、新たに追加する項目等はないことから、**現計画の記載内容について時点修正を行い、数値目標等については、障害福祉計画、介護保険事業計画との整合を図って修正を行うこととする。**

3 第7次県地域医療計画「第5節 精神疾患」項目ごとの修正の概要

【目指すべき方向性】

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科医療機関やその他の医療機関、地域援助事業者、保健所、市町村などが連携して「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。
- 多様な精神疾患に対応した患者本位の医療の実現が図られるように、医療機関、保健所、市町村などの連携体制を整備する。

第7次計画策定時に見直した方向性であることから今回は修正しません。

【現状と課題】

- 1 宮城県の精神疾患とこころの健康の現状
- 2 医療提供体制の現状と課題
- 3 東日本大震災とこころの健康

第7次計画策定作業時（平成29年度）から変わった統計データや社会情勢の動きを反映した、時点修正を行います。

項目の記載内容の修正にあわせ。グラフ等の数値の更新も行います。

【精神疾患の医療機能の現況】

- 1 精神医療圏について
- 2 医療連携体制について

第7次計画策定時に見直した医療圏設定であるため、今回は修正しません。

【施策の方向】

- 1 精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及啓発体制の充実・強化について
- 2 地域包括ケアの推進について
- 3 精神科救急医療体制について
- 4 身体合併症治療について
- 5 多様な精神疾患について
- 6 自死対策について
- 7 災害精神医療について
- 8 医療観察法における対象への医療について
- 9 東日本大震災に関するこころの健康への支援について

第7次計画策定作業時（平成29年度）から変わった統計データや社会情勢の動きを反映した、時点修正を行います。

【数値目標】

指標（目標項目）	2020年度末	2024年度末	指標（目標項目）	2020年度末	2024年度末
精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）	1,177人	1,176人	地域移行に伴う基盤整備量（6.5歳以上利用者数）*1、2	330人	764人
精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）	884人	909人	地域移行に伴う基盤整備量（6.5歳未満利用者数）*1、2	234人	522人
精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）*1	2,785人	2,152人	精神病床における入院後3か月時点の退院率*1	0.69	
精神病床における慢性期入院需要（6.5歳以上患者数）*1	1,886人	1,563人	精神病床における入院後6か月時点の退院率*1	0.84	
精神病床における慢性期入院需要（6.5歳未満患者数）*1	899人	589人	精神病床における入院後1年時点の退院率*1	0.91	
精神病床における入院需要（患者数）	4,846人	4,237人	認知症サポート医養成研修修了者	176人	
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）*1、2	564人	1,286人			

第6期宮城県障害福祉計画、第8期介護保険事業計画と共通する指標は、各計画で設定された指標に変更があれば、あわせて修正を行います。

網掛け部分の出典：都道府県入院需要推計ワークシート（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部）より
*1については第5期宮城県障害福祉計画、*2については第7期介護保険事業（支援）計画との調整を図ることとしています。

※ 「第6節 救急医療」及び「第7節 災害医療」の該当部分については、第5節「精神疾患」で修正した内容の再掲となります。